

●香川県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年8月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町字加茂甲2450番6 地先から	前	15.3～17.4	30	交差点改良事業 による現道拡幅
観音寺市観音寺町字加茂甲2449番4 地先まで	後	17.2～17.4	30	